

平成 17 年 3 月 30 日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

### 「こども 110 番のいえ」活動の実施について

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 利根 忠博）は、平成 17 年 4 月 1 日（金）より、地域・社会貢献活動の一環として、当社の埼玉県内の全ての有人店舗（109 ヶ店）において、「こども 110 番のいえ」活動を実施させていただきます。全店での取り組みは、県内金融機関としては初めてとなります。

「りそな」は平仮名であることから小さなお子さまにも覚えていただきやすく、また、埼玉りそな銀行では、全ての営業店で営業時間を延長していることから児童・生徒の方の下校時にも対応できるため、本取り組みにより、地域のお役に立てればと考えております。

1 窓口営業時間は月曜から金曜まで午前 9 時～午後 5 時となっています。（東坂戸代理店を除く）

南浦和支店、南越谷支店、新座支店では金曜夜午後 5 時～午後 7 時、土曜日午前 10 時～午後 5 時も窓口営業しております。

#### 1. こども 110 番のいえとは

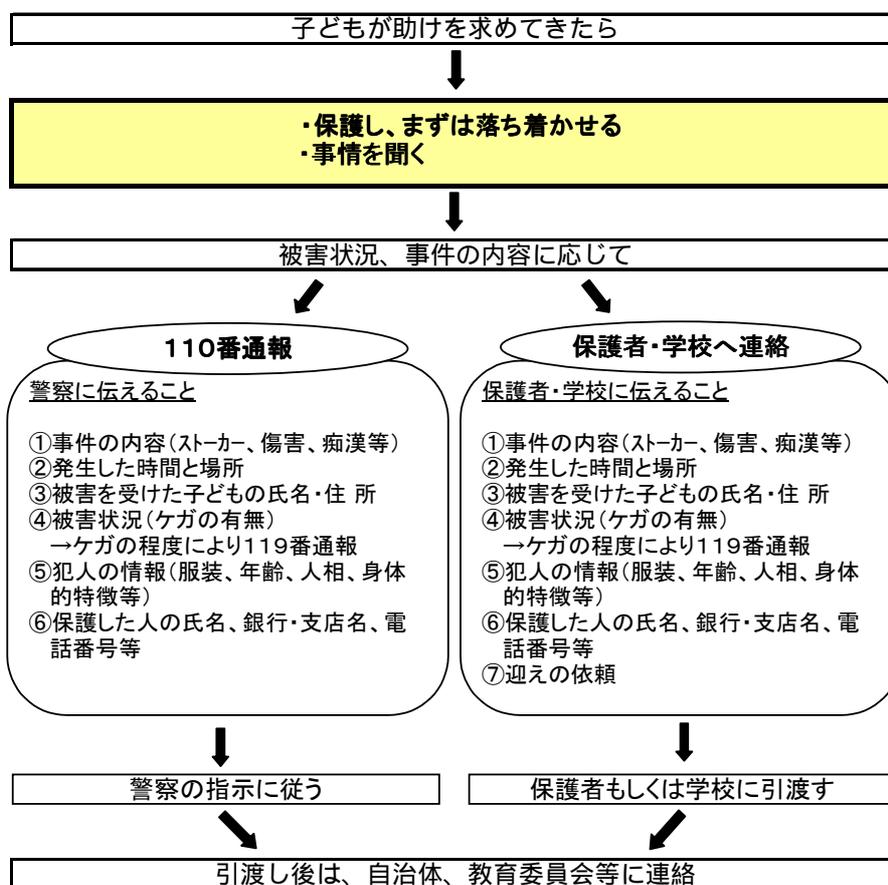
子どもが不審者に声をかけられるなど身に危険を感じたとき等に、自分で駆け込んで助けを求めることができる緊急避難場所を提供し、犯罪に巻き込まれそうな子どもを保護し、110 番通報等をする仕組みのことで、犯罪等の未然防止を目的としています。児童・生徒を狙った犯罪が増加傾向にある中、その不安を除去すべく、全国に広がっています。各地域において、自治体や教育委員会、学校等が地域住民の協力を得て運営にあたっており、その担い手は、特別な施設ではなく、地域の理髪店や郵便局、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、個人宅等、多岐に渡っています。

#### 2. 活動内容（詳細等は各地域によって異なります）

##### （1）ステッカー・プレートの掲示

各自治体が設定されたステッカー・プレート、または別添のステッカー・プレートを道路に面した入り口で、できるだけ子どもたちの目線に合わせた高さ（1～1.5 m）に掲示します。

(2) 子どもが駆け込んできた時の対応



3. 実施予定時期

平成 17 年 4 月 1 日(金)より実施させていただきます(実施にあたっては、各地域における、自治体や教育委員会、学校等の運営主体の方々のご相談の上、実情に応じて柔軟に対応してまいります)。

以上